

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によつて、次のとおり  
 特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成二十四年九月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定非営利活動法人の名称	の代表者	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請の日
特定非営利活動法人広島頸髄損傷 L i f e N e t	徳政 宏一	広島県廿日市 市地御前四丁目一五番五六号	この法人は、広く一般市民に対して、交通事故防止並びに障害者の就労や医療問題等についての講演会・セミナー等の企画・開催に関する事業、頸髄・脊髄損傷者等の障害者及びその家族に対しての相談・支援に関する事業、障害者スポーツ及び障害者による芸術活動の啓発・普及に関する事業、障害者を対象とした介護用品等の無料相談・無料紹介に関する事業、障害者の健康増進を目的としたスポーツトレーニング教室の企画・運営に関する事業、頸髄損傷・脊髄損傷についての教育・啓発に関する事業、頸髄損傷者・脊髄損傷者のためのピアカウンセラーの育成・養成並びにその支援に関する事業を行い、交通事故防止の啓発と障害者の支援を図り、もつて広く公益に寄与することを目的とする。	平成二十四年九月五日